

報第25号

控訴の提起について

特に緊急を要したため、平成23年12月16日に次のように控訴を提起したので、報告するとともに、承認を求める。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

| | |
|-----------|---|
| 相 手 方 | |
| 事 件 の 種 類 | 損害賠償金の支払の請求 |
| 事 件 の 内 容 | <p>相手方は、収入の増加を求める指示に従わなかったことを理由として伏見福祉事務所長が行った生活保護の廃止決定が、違法かつ無効であり、当該廃止決定により損害を被ったとして、国家賠償法第1条第1項により、本市に対し、4,901,600円及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、4,126,000円及び遅延損害金の支払を命じた。</p> <p>そこで、本件判決のうち、相手方の請求を認容した部分の破棄を求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。</p> |

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。